

「指定短期入所生活介護／指定介護予防短期入所生活介護」
重要事項説明書

社会福祉法人 大樹

特別養護老人ホーム せんじゅユニット型

当事業所は介護保険の指定を受けています
指定番号 第0475103560号

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス／指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」（介護予防短期入所生活介護）・「要介護」（短期入所生活介護）と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者・・・・・・・・・・ 2
2. 施設の概要・・・・・・・・ 2
3. 職員の配置状況・・・・・・ 4
4. 当施設が提供するサービスと利用料・・・・ 6
5. 事故発生時の対応について・・・・・・・・・・ 11
6. 苦情の受付および処理・解決体制について・・・・ 12

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大樹
- (2) 法人所在地 仙台市青葉区新坂町6番11号
- (3) 電話番号 022(341)5686
- (4) 代表者氏名 理事長 千葉 純治
- (5) 設立年月日 平成13年3月26日

2. 施設の概要

- (1) 敷地 2,769.25 m²
- (2) 建物の構造 鉄骨コンクリート造 地上3階
- (3) 建物の 延べ床面積 4,825.05 m²

3. ご利用施設

- (1) 施設の種類

[指定短期入所生活介護／指定介護予防短期入所生活介護]

平成24年3月1日指定

指定番号 第0475103560号

※当事業所は指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームせんじゅに併設されています。

- (2) 事業所の目的

この事業は居宅にある要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供するものです。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム せんじゅ

- (4) 施設の所在地 仙台市青葉区西勝山14番10号

(仙台駅から、バスで約40分、「西勝山入口下車」)

- (5) 電話番号 022(277)9455

FAX番号 022(303)5277

- (6) 施設長(管理者)氏名 増子 努

- (7) 当施設の運営方針

当施設は、利用者一人ひとりの意思および人格を尊重し、心身の特性をふまえ、居宅における生活と連続したものとなるよう配慮しながら、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。事業の実施にあたっては、地域やご家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、健全なユニットケア運営に努めます。

- (8) 開設年月 平成23年12月1日(本体事業 指定介護老人福祉施設)

- (9) 利用定員 20名

(10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間 (お問い合わせ等受付時間)	主に9時00分～17時00分まで それ以外でも電話対応いたします。

4. 居室等の概要

施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用できる居室は全て個室です。

居室設備の種類	室数	備考
ユニット	2ユニット	1ユニットは10名です。 (1F:南10室、北10室)
個室	20室	全室に洗面台、チェストが設置されています。
共同生活室	2室	各ユニット1室
浴室	4室	個別浴室はユニットに1室 機械浴室は2・3Fに各1室
医務室	1室	
調理室	1室	
汚物処理室	1室	
事務室・介護員室	各1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

この施設・設備の利用にあたっては、居室滞在に必要な費用（滞在費・水道光熱費）を除きご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職 種	人 数
1. 施設長（管理者）	常勤 1名
2. 事務長	常勤 1名
3. 生活相談員	常勤 2名
4. 介護職員	常勤 15名 / 非常勤 2名
5. 看護職員	常勤 2名 / 非常勤 4名
6. 機能訓練指導員	常勤 3名
7. 事務員	常勤 2名
8. 管理栄養士	常勤 1名

<配置職員の職種>

施設長…………… 施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

事務長…………… 設備・用度及び事務部門を主に統括します。

生活相談員…………… 日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員…………… 日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。3名のご利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

看護職員…………… 主に健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介助等も行います。

機能訓練指導員…………… 機能訓練を担当します。機能訓練計画を作成し、その内容に基づきご利用者の機能の維持・向上を図ります。

事務員…………… 総務、庶務、会計事務、その他の業務に従事します。

管理栄養士…………… 栄養並びにご利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

医 師…………… 健康管理及び療養上の指導を行います。

<主な職種の勤務体制>

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師（嘱託医）	医療法人 社団 千葉クリニック 乙供 茂 医師（週2回） 医療法人 社団 初心会 杜のホスピタル・あおば 鹿野 英生 医師（月2回以上）
2. 介護職員	早番1 6:30～15:30 早番2 8:00～17:00 日勤 8:30～17:30 遅番1 12:00～21:00 遅番2 13:00～22:00 夜勤 21:45～6:45 夜勤1 20:45～5:45
3. 看護職員	早番 7:30～16:30 日勤 9:00～18:00 遅番 10:00～19:00
4. 施設長 生活相談員 介護支援専門員 機能訓練指導員 管理栄養士 事務長・事務員 運転手	8:30～17:30

☆ 土曜日、日曜日、祝日、行事等により上記と異なります。

6. 当施設が提供するサービスと利用料

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料が介護保険の給付の対象となるサービス
- (2) 利用料が介護保険の給付の対象とならないサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護保険から自己負担割合に応じて給付されます。

※自己負担割合は所得に応じて、1～3割のいずれかとなります。

『介護保険負担割合証』をご確認ください。

<サービスの概要>

① 食事（食事の提供に要する費用（材料費および調理費）は別途いただきます。）

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援と安全のため、離床して共同生活室にて食事を召し上がって頂くことを原則としています。

（食事時間）朝 食： 7時30分頃から

昼 食： 12時頃から

おやつ： 15時頃から

夕 食： 18時頃から

② 入浴

- ・各人の状態や意向に応じ、できるだけ入浴機会を設けます。
（入浴できない場合は清拭を行います。）
- ・座位保持困難な方は機械浴槽（特別浴）を使用して入浴することができます。
- ・他に、家庭浴、リフト浴があり、各人の状態に合わせて入浴の形態を変えております。
- ・入浴時間は、一定の時間内で入浴したい時間に応じられるよう対応します。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・オムツ類は当施設で用意します。オムツ代の請求はございません。

④ 口腔ケア

- ・口腔内の清潔を保てるよう毎食後に援助します。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員にて、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション等を通じて実施します。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧ 送迎

- ・心身の状況によりリフト付き車両で行います。
- ・原則として、9時から15時までの間に送迎いたします。
- ・通常の送迎実施区域を超える場合は、別途費用をいただきます。

<サービス利用料（1日あたり）>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。サービスの体制、介護保険給付費体系の変更によって変わる場合があります）。

※サービス利用料の計算式は、単位数×10.33円（6級地）です。

短期入所生活介護サービス費（1日あたり）

	介護予防		介護				
	要支援1 (529単位)	要支援2 (656単位)	要介護1 (704単位)	要介護2 (772単位)	要介護3 (847単位)	要介護4 (918単位)	要介護5 (987単位)
1. サービス利用料金	5,464円	6,776円	7,272円	7,974円	8,749円	9,482円	10,195円
2. うち介護保険給付額9割	4,917円	6,098円	6,544円	7,176円	7,874円	8,533円	9,175円
a. 自己負担額1割(1-2)	547円	678円	728円	798円	875円	949円	1,020円
3. うち介護保険給付額8割	4,371円	5,420円	5,817円	6,379円	6,999円	7,585円	8,156円
b. 自己負担額2割(1-3)	1,093円	1,356円	1,455円	1,595円	1,750円	1,897円	2,039円
4. うち介護保険給付額7割	3,824円	4,743円	5,090円	5,581円	6,124円	6,637円	7,136円
c. 自己負担額3割(1-4)	1,640円	2,033円	2,182円	2,393円	2,625円	2,845円	3,059円

利用料金表の加算（自己負担分1割負担の場合）		
	介護予防	介護
d. 看護体制加算		(I) 4単位/日=5円 (II) 8単位/日=9円 (III) 12単位/日=13円 (IV) 23単位/日=24円
e. 夜勤職員配置加算	(II) 18単位/日=19円	(IV) 20単位/日=21円
f. 機能訓練体制加算	12単位/日=13円	

g. サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ) 22 単位/日 = 23 円 (Ⅱ) 18 単位/日 = 19 円 (Ⅲ) 6 単位/日 = 7 円
介護職員処遇改善加算 (R6.6～)	(Ⅰ) 1 月あたりの総単位数に 14.0% を乗じた単位数 (Ⅱ) 1 月あたりの総単位数に 13.6% を乗じた単位数 (Ⅲ) 1 月あたりの総単位数に 11.3% を乗じた単位数 (Ⅳ) 1 月あたりの総単位数に 9.0% を乗じた単位数

その他の加算として、該当者のみ、下記の料金が加算されます。

その他の加算（自己負担分）	
送迎加算	184 単位/片道 = 190 円 居宅と事業所との間を送迎した場合に算定
個別機能訓練加算	56 単位/回 = 58 円 個別機能訓練計画に基づき、短期入所生活介護事業所を計画的又は期間を定めて利用するものに対して、計画的に行った機能訓練について算定
療養食加算	8 単位/回 = 9 円 医師の指示箋に基づく療養食の提供時に算定
緊急短期入所受入加算	90 単位/日 = 93 円 居宅サービス計画にない緊急的な利用を受け入れた場合、原則として受入日から 7 日以内を限度に算定
若年性認知症 利用者受入加算	120 単位/日 = 124 円 若年性認知症利用者ごとに担当者を定め、若年性認知症利用者に対して、特性やニーズに応じた介護サービスを提供した場合に算定
認知症専門ケア加算	(Ⅰ) 3 単位/日 = 3 円 (Ⅱ) 4 単位/日 = 5 円 認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供した場合に算定
生活機能向上連携加算	外部のリハビリ専門職等と連携した場合に算定 (Ⅰ) 100 単位/月 = 104 円※1 (Ⅱ) 200 単位/月 = 206 円※2 ※1 3 カ月に 1 回算定 ※2 個別機能訓練加算を算定している時：100 単位/月 = 104 円

生産性向上推進体制加算	<p>(Ⅰ) 100 単位／月＝103 円</p> <p>(Ⅱ) 10 単位／月＝ 11 円</p> <p>見守り機器等のテクノロジーを導入、継続的に活用した上で委員会を設置しデータの公表等行っている場合に算定</p>
口腔連携強化加算	<p>50 単位／月＝52 円</p> <p>介護職員等が口腔スクリーニングを行い、利用者等の同意を得てその内容を介護支援専門員と歯科医療機関へ情報提供した場合に算定</p>
看取り連携体制加算	<p>64 単位／日＝67 円</p> <p>医師が終末期にあると判断した者について、医師・看護師・介護職員等が共同して本人又は家族等へ説明し行い同意を得ながら行った場合、死亡日及び死亡日以前 30 日以下について 7 日を限度として算定</p>

※介護保険上の計算方法・端数処理により若干請求金額が異なります。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画・介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所生活介護の利用限度日数を超える場合もサービス利用料（加算も含む）の全額をお支払いいただきます。

☆食事の提供に要する費用・滞在居室の提供に要する費用は、別途いただきます。

（下記（2）①・②参照）

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料>

① 特定入所者介護（支援）サービス費

特定入所者介護（支援）サービス費以下のサービスは、所得に応じて負担額が変わります。実際のご負担額は市町村の発行する介護保険負担限度額認定証に記載された額になります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
滞在費	880円	880円	1,370円	1,370円	2,070円
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,650円

・滞在費：滞在居室の提供に要する費用（室料・水道光熱費相当）

・食費：食事の提供に要する費用（材料費及び調理費）

※ 食事が不要な場合は前日までお申し出ください。

※ 体調により医務の見解で補食（高栄養ドリンク剤等）提供時には、別途請求させていただきます。

② 理髪・美容

理容師の出張によるサービス（調髪、顔剃、洗髪）をご希望によりご利用頂けます。ご希望の方は、各フロア職員へお申し込み下さい。料金は翌月の請求に計上させていただきますので、明細書でご確認下さい。

毎月第2、4火曜日を予定しておりますが、都合により変更になることがあります。

利用料金：1回あたり

・カット	1,500円～	・カラー	5,100円～
・パーマ	6,100円～	・顔そり	1,000円～

※業者により、値段が異なる場合がありますので、ご了承ください。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。（原材料費等は実費額になります）

④ 看護・介護サービスの記録等の開示について

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき モノクロ 10円 カラー 40円

⑤ 特別な送迎

・当施設の通常送迎の実施地域（仙台市内で施設より半径15km）以外に出向く送迎については10kmを超える毎に片道300円ご負担いただきます。

・ご利用中に緊急受診等外出支援を行った場合、下記の料金が発生します。

距離（片道）	自己負担額	
2km未満	1回あたり	500円
2km以上5km	1回あたり	1,000円
市内	1回あたり	1,500円

⑥ 家電製品等のお持ち込みについて

お部屋へ家電製品等をお持ち込みされる際は、別途料金が発生する場合もございますので、ご相談下さい。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

ご利用者または利用者代理人に対し、翌月15日までに利用料等の請求書を送付しますので、末日までに指定する金融機関にお振り込みください。

なお、振込手数料は、契約者負担となりますのでご了承ください。

下記指定口座への振込み、または所定の手続きによる期日自動払込み

北日本銀行 二日町支店 普通 7015748

口座名義：特別養護老人ホーム せんじゅ ショートステイ

理事長 千葉純治（りじちよう ちばじゅんじ）

※お振込み対応が困難な場合は、別途ご相談下さい。

(4) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

低所得で生計が困難であると市町村の認定を受けた場合、利用料金の一部が免除されます。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

(5) 高額介護サービス費の制度（参考）

月額44,400円（市町村税世帯非課税者等は24,600円、所得区分第2段階・高齢福祉年金受給者は15,000円）を超えた部分は高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(6) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、施設の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料はお支払いいただきます。

7. 事故発生時の対応について（契約書第13条・第15条参照）

当施設との契約に基づくサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、自己の責に帰すべき事由により事故が生じたと認められる場合には損害賠償を速やかに履行します。

8. 苦情の受付および処理・解決体制について（契約書第 23 条参照）

（1）苦情に対する体制

- 苦情受付担当者 生活相談員 瀬野尾 佳子・松原 千尋
- 苦情解決責任者 施設長 増子 努
- 第三者委員 千田 勝見 Tel 022(344)7731（社会福祉法人 大石ヶ原会）
大和田 伸二 Tel 022(214)3723（大和田伸二 税理士事務所）

※公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

（2）苦情の受付窓口

- 受付専用窓口（担当者） 生活相談員 瀬野尾 佳子・松原 千尋
- 受付時間 毎週 平日（祝祭日を除く）9：00～17：30
- 利用方法 電話 022(277)9455
FAX 022(303)5277

苦情受付箱（施設内に設置します）

※第三者委員に直接申し出ることもできます。

（3）苦情受付後の対応（手順）

苦情受付担当者等は、利用者等からの苦情を受け付け、その内容を所定の書式により記録し、苦情解決責任者および第三者委員へ報告します。

苦情解決責任者は受付担当者から連絡を受け、解決のために必要な適切な指示を行います。第三者委員は受付担当者から連絡を受け、必要な事情の聴取・助言・話し合いへの立ち合いを行います。

解決が困難な場合等には、運営適正化委員会をご利用いただけます。

連絡先：宮城県社会福祉協議会「運営適正化委員会」

Tel 022 (716) 9674

（4）その他の苦情の受付及び処理・解決体制

○市町村

市町村は介護保険を運営している保険者であり、身近な相談窓口としてご利用できます。

仙台市青葉区役所 介護保険課	所在地：仙台市青葉区上杉 1 丁目 5-1 電話番号：022 (225) 7211 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00
その他市町村 介護保険担当課	お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

○国民健康保険団体連合会

国保連合会は介護保険法に基づき事業者・施設への指導助言を行う機関として、介護サービスに対する相談・苦情を扱っています。市町村が解決できない広域的な対応が必要な場合等にご利用できます。

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地：仙台市青葉区上杉1丁目2-3 電話番号：022（222）7079 受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00
-------------------------	--

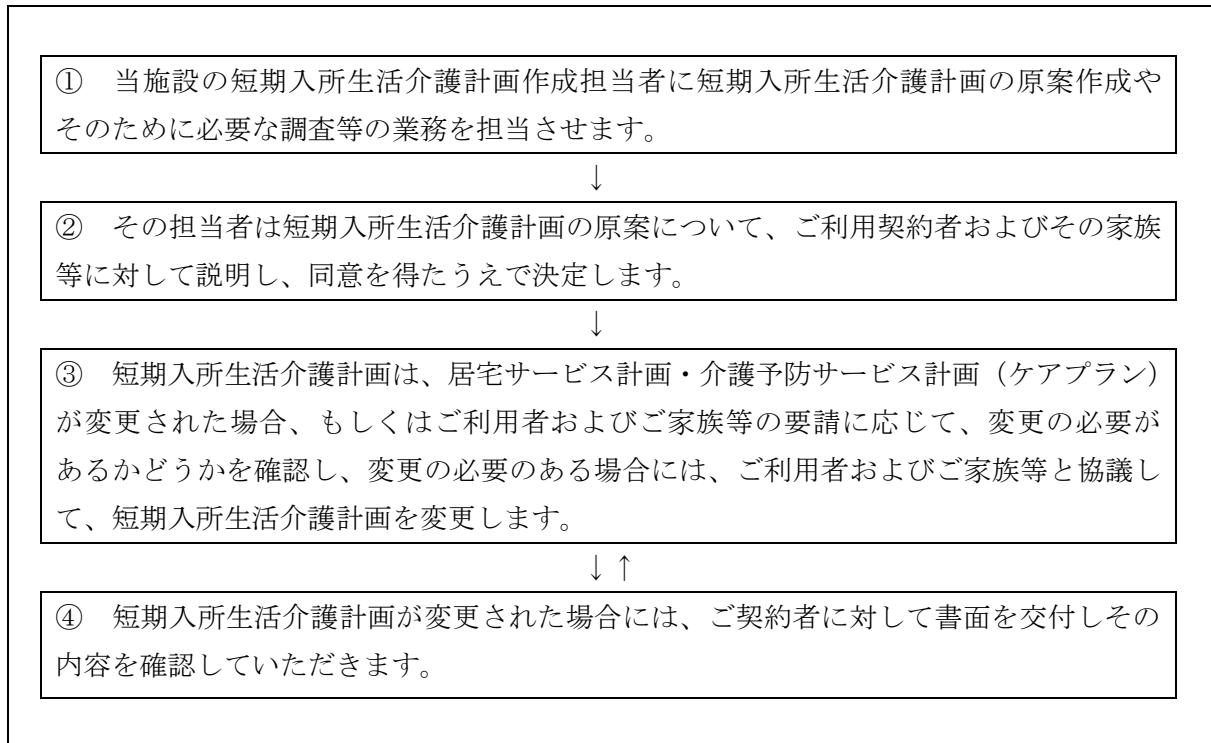
(5) その他

解決・改善策には真摯に取り組み、同様の苦情・事故の再発防止に努めます。
解決・改善結果については、サービスの信頼性と向上のため、個人情報に関するものを除き公表します。

<重要事項説明書付属文書>

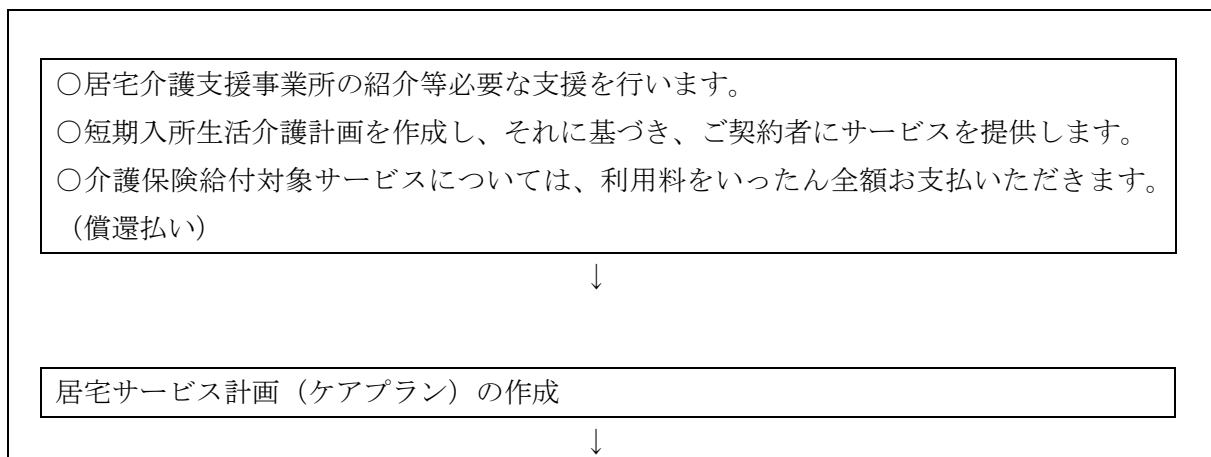
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画・居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合、その内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合





- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



要支援、要介護と認定された場合

自立と認定された場合



○居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

○契約は終了します。
○既に実施されたサービスの利用料は全額自費になります。



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

2. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態に変化があった場合には、医師または看護職員と連携のうえご家族等へ聴取、確認をします。
- ③ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共に、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、すみやかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者および従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑦ 事業者はサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに保険者、ご利用者のご家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずる他、損害賠償責任を履行します。

3. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

高額な貴重品、刃物類、火元関係、ペット類

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第14条参照）

○居室および共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意にまたはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状回復して頂くかまたは相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び、安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとる事が出来るものとなりますが、その場合ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑をおよぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙はできません。喫煙は固くお断りいたします。

(4) サービス利用中の医療の提供について

ご利用当日の体調不良（発熱・風邪等）やご利用中に著しく心身の変化が認められた場合、他の利用者への影響が懸念される症状が認められた場合は、医師・看護師または介護職員の判断により医療機関の受診をお願いする場合があります。医療機関受診のための送迎・付き添いは原則としてご家族でお願いします。

なお、ご利用開始時の体調不良（発熱・風邪等）が確認された場合は、その体調によってはご利用を見合わせていただく場合があります。また、ご利用中に急変された場合については、嘱託医師・看護師・または介護職員の判断により医療機関へ救急搬送します。その場合の受け入れ医療機関は、ご利用者の主治医が所属する医療機関又は下記の通り当施設の協力医療機関となるよう救急隊員へ依頼しますが、救急隊の判断により、その他の医療機関への搬送となる場合もありますのでご了承ください。

救急搬送の際は可能な限り事前にご家族に連絡をお取りしますが、状況によっては事後のご連絡となる場合がありますのでご了承ください。

協力医療機関等（※下記の医療機関での優先的な診療入院を保証するものでも義務付けるものでもありません）

医療機関の名称	医療法人社団 千葉クリニック
所在地	仙台市青葉区三条町16番13号
診療科	外科、整形外科、内科、循環器科、肛門科、胃腸科
医療機関の名称	医療法人社団 康陽会 中嶋病院
所在地	仙台市宮城野区大槻15番27号
診療科	内科、外科、整形外科、心療内科、循環器科、脳神経外科他
医療機関の名称	千葉デンタルオフィス
所在地	仙台市青葉区三条町16番10号
診療科	歯科、口腔外科
医療機関の名称	医療法人社団 初心会 杜のホスピタル・あおば
所在地	仙台市青葉区八幡6丁目9番3号
診療科	精神科
医療機関の名称	医療法人財団 明理会 イムス明理会仙台総合病院
所在地	仙台市青葉区中央4丁目5番1号
診療科	内科、消火器内科、整形外科、眼科、皮膚科
医療機関の名称	一般財団法人 早坂愛生会 早坂愛生会病院
所在地	宮城県仙台市青葉区川内澱橋通38番地
診療科	内科、外科
医療機関の名称	医療法人 ひろせ会 広瀬病院
所在地	仙台市青葉区郷六字大森4番2号
診療科	内科

4. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当施設において、事業者責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 事業所が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約をいつでも解約することができます。ただし、以下の場合には 即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。ただし、事業者は7日間の予告期間をおくものとします。

- ① ご契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知をお行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信仰を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

6. 震災時等の対応

震災等により電話等の連絡手段が途絶えた場合には、帰宅日であってもご利用者様のご家族との連絡がつかない場合には、安全確保が確認されるまで、施設にて待機致します。そのため、ご家族の方による送迎をお願い致します。

7. その他

行事の予定

季節感のある催しやボランティア等の地域資源を活かした行事に取り組みます。

個人情報の利用目的

社会福祉法人 大樹 特別養護老人ホーム せんじゅでは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」のもと、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- 1 施設内部での利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ ご利用時等の管理および会計、経理、介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護サービスの向上
- 2 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答およびその他の業務委託
 - ・ 利用者の診察等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

- 1 施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
 - 2 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- なお、予め利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

同 意 書

指定短期入所生活介護／指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項・個人情報についての説明を行いました。

説明者 職氏名 _____

指定短期入所生活介護

特別養護老人ホームせんじゅ

施設長 増 子 努 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、これを十分理解したうえで、指定短期入所生活介護／指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意します。

私およびその家族の個人情報に関しては、「個人情報の利用目的の掲げるところにより、必要最低限の範囲内で、使用することに同意します。

令和 年 月 日

契約者住所 _____

契約者氏名 _____ ⑩

署名代理人住所 _____

署名代理人 _____ ⑩